

義務教育教員免許志願者に対する介護等体験の義務 付けに伴う社会福祉施設等受入調整事業実施要綱

1 趣旨

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成9年法律第90号、平成9年6月18日、以下「法」という)の施行により、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者に対し、社会福祉施設等において介護等の体験が義務付けられたことにもない、千葉県内の社会福祉施設等(盲学校、聾学校及び養護学校を除く。以下同じ。)における受入調整を円滑に行うことを目的として本要綱を定める。

2 対象者

- (1) 原則として、千葉県内に所在する大学等の学生で、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者
千葉県内に自宅または帰省先を持つ学生とする。
- (2) 4年制大学については、原則として2年生以上を対象とし、短大等の場合、1年生から対象とする。

3 介護等体験の内容

(1) 介護等体験の内容

法第2条第1項において「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験(介護等の体験)」と規定されており、介護、介助のほか、障害者等の話し相手、散歩の付き添い等の交流等の体験、施設における諸行事への参加・支援あるいは掃除や洗濯のように高齢者等と直接接することはないが受入施設の職員に必要とされる業務の補助を含む幅広いものとする。

(2) 対象施設

受入調整の対象となる社会福祉施設等については、法第2条第1項に基づき同法施行規則(平成9年文部省令第40号、平成9年11月26日)第2条及び文部省告示第187号(平成9年11月26日)により別表2のとおりとする。

* 障害者自立支援法の施行により社会福祉施設の規定が改正されましたが、この改正には経過措置が設けられているため、今年度の介護等体験は旧体制で実施いたしますのでご了承下さい。

(3) 介護等体験の時期及び期間

18歳に達した後の相当期間(7日間以上。うち、社会福祉施設等は5日間を目途)とし、社会福祉施設における介護等の体験は原則として1施設におき5日間連続とする。

[期 間] 平成20年6月16日(月)～平成21年2月20日(金)

[日 数] 月曜日から金曜日の「連続5日間」が基本形

[時 間] 1日おおむね5～6時間 社会福祉施設等の指定した時間帯

[形 態] 日中の通所による体験

体験は病気等のやむを得ない事情がない限り、必ず上記の期間内に終了させることとする。この期間内に終了しない場合は来年度あらためて申し込みすること。

休日・病気等により実施できなかった場合は、施設側と協議の上その日数分を他の日に振り替えて5日間の体験を終了させる。

1日あたりの体験時間は施設の受入方針、体験内容により前後する。ただし宿泊での体験は行わないものとする。

4 受入調整事業の実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 千葉県福祉人材センター(以下「本会」とする)。

5 千葉県社会福祉協議会の主な業務

- (1) 大学からの「介護等体験申込書」(様式学 -)の受付
- (2) 社会福祉施設等からの「介護等体験受入に関する調査・介護等体験の実施に伴う健康診断に関する調査」(様式施 -)及び「年間受入計画書」(様式施 -)の受入
- (3) 調整、通知業務
大学等の「介護等体験申込書」(様式学 -)と社会福祉施設等の「年間受入計画書」(様式施 -)をもとに調整を行い「介護等体験受入決定通知書」により大学及び受入社会福祉施設等に通知する。
- (4) 大学等への年間体験状況の報告
大学に対して、「介護等体験終了報告書」により学生の年間体験状況の報告を行う。
- (5) 基本台帳の作成、保管
大学等から申し込みのあった学生については、「介護等体験受入調整管理表」を作成し、一定期間保管する。

6 大学等の主な業務

- (1) 学生からの「介護等体験」の受付
大学等は、学生から「介護等体験」の希望を聴取し、希望する学生本人から別記3を参考に「介護等体験申込書」等を提出させる。
原則として学生が社会福祉施設又は本会に直接申し込みはできないこととなっているが、やむを得ない理由により直接申し込みがあった場合は大学等に連絡し所定の手続きを行うものとする。
- (2) 「介護等体験申込書」の取りまとめ、送付
大学等は、本会で用意したシステムに従い申し込み学生のデータを作成し、「介護等体験申込書」(様式学 -)を添付の上本会へ送付する。
- (3) 「介護等体験学生プロフィール」の送付
「介護等体験受入決定通知書」による受入れ施設決定後に、申し込み学生から「介護等体験学生プロフィール」(様式学 -)を提出させる。大学等の担当者は内容を確認のうえ取りまとめ、受入予定の社会福祉施設等に前もって大学等から送付すること。原則として、学生が体験当日に持参することはないようにする。
- (4) 学生に対するオリエンテーション等での指導
大学等は、介護等の体験を希望する学生に対し、オリエンテーション等を通じて本制度の趣旨の理解と事故防止のため、実施に当たり事前指導と援助を行うものとする。
また、学生の希望どおり調整されない場合が予想されるため、あらかじめ学生にはその旨を説明する。
- (5) 介護等体験の受け入れ施設の変更
学生の申し出によりやむを得ない理由と大学等が判断した場合、体験前に受入予定の社会福祉施設等に対して、文書により中止理由を明記した中止報告書(様式は任意)を提出するとともに、その写しを添付の上「介護等体験受入施設変更依頼書」(様式学 -)により本会へ報告する。
- (6) 介護等体験の中止報告
学生の申し出によりやむを得ない理由と大学等が判断した場合、体験前に受入予定の社会福祉施設等に対して、文書により中止理由を明記した中止報告書(様式は任意)を提出するとともに、その写しを添付の上「介護等体験中止報告書」(様式学 -)により本会へ報告する。また、社会福祉施設等の長が、介護等体験中の学生の態度又は言動等に問題があると判断した場合は、学校(担当者)との協議のうえ体験を中止する場合もあり、手続きは上記と同様に行うものとする。
- (7) 介護等体験の日程変更報告
「介護等体験受入決定通知書」による受入れ決定後に、学生より日程の変更希望があり、やむを得ない理由と大学等が判断した場合、直接当該大学等と社会福祉施設で協議のうえ決定するものとする。この場合、大学等は変更後の日程について速やかに「介護等体験日程変更報告書」(様式学 -)により本会へ報告する。施設の都合による日程変更においても同様の手続きをとるものとする。
- (8) 健康管理等
大学等は、社会福祉施設等での介護等体験を本会に対して申し込む際は、介護等体験中に学生本人および施設利用者に健康上の問題が生じないよう、健康管理センター(室)において、当該学生の健康状態を十分把握して行うものとする。
社会福祉施設等から「健康診断票」「細菌検査票」等を求められた場合は、必ず社会福祉施設等より指定された期日までに、提出すること。

7 社会福祉施設等の業務

- (1) 「介護等体験受入に関する調査・介護等体験の実施に伴う健康診断に関する調査」(様式施 -) 及び「年間受入計画書」(様式施 -)の作成、提出
- (2) 介護等体験プログラムの作成、実施
学生の希望や社会福祉施設等の実情に応じてプログラムを作成し実施する。
- (3) 介護等体験の時間
1日あたりの介護等体験の時間は、社会福祉施設の実情に応じ、概ね5～6時間程度とする。
- (4) 体験中止について
社会福祉施設等の長が、介護等体験中の学生の態度又は言動等に著しく問題があると判断した場合や、提出すべき書類の提出がない場合は、学校(担当者)との協議のうえ体験を中止できる。
- (5) 証明書の発行
社会福祉施設等の長は、介護等体験をしたことを証明するため法施行規則第4条第3項に定める様式(別記2)により、施設長名を記入し公印を捺印の上、学生に対し発行する。
社会福祉施設等の長が、介護等体験中の学生の態度又は言動等に著しく問題があると判断した場合は、学校(担当者)との協議のうえ証明書を発行しない場合もある。
- (6) 介護等体験終了報告書の提出
社会福祉施設等の長は、学生が体験を終了した後、「介護等体験終了報告書」(様式施 -)と「介護等体験費用請求書」(様式施 -)を本会に速やかに提出する。

8 介護等体験の費用

- (1) 社会福祉施設等での介護等体験に要する費用は、あらかじめ大学等において学生から徴収し、大学等から本会の指定する銀行口座に一括して払い込むものとする。
なお、支払い時期については「介護等体験受入決定通知書」到着後、4週間以内に振り込むこととする。
- (2) 本会に支払う「介護等体験」に要する費用は、調整費用を含め、学生1人につき1日1,500円(5日間7,500円)とする。
- (3) 社会福祉施設等への介護等体験に要する費用は、上記(2)の学生1人につき1日1,500円のうちの1,000円とし、社会福祉施設等から「介護等体験終了報告書」(様式施 -)と「介護等体験費用請求書」(様式施 -)の提出を受けた後、本会から当該社会福祉施設等が指定する銀行口座に一括して払い込むものとする。残り500円は本会の受入調整及び管理に要する費用に充てる。
- (4) 「介護等体験申込書」(様式学 -)を提出後、やむを得ない理由により「介護等体験」を中止した場合、社会福祉施設等への体験費用(1日1,000円)は、体験中止日数に応じ大学の口座へ返還する。
- (5) 学生が「介護等体験」時に社会福祉施設等でとる昼食等は学生の自己負担とし、学生本人が直接当該社会福祉施設等に支払うものとする。また、社会福祉施設等への往復の交通費についても、学生の自己負担とする。
- (6) 本会を通さずに施設が受け入れた体験者については、体験費用は振り込まれないものとする。

9 介護等体験に伴う事故等への対応

- (1) 保険への加入
「介護等体験」に伴い想定される事故等に対応した保険については、派遣する大学等で対応する。なお、補償の対象は本人の傷害事故、対人、対物及び受託物(紛失、盗取、詐欺)の賠償事故とする。
保険加入の証明のため、「介護等体験学生プロフィール」(様式学 -)にどのような保険に加入しているのか記入し、署名及び押印のうえ大学等に提出する。大学等で記入内容の確認をし、受入予定の社会福祉施設等に送付する。

〔参考〕「学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険AまたはB」
(問合わせ先)財団法人 日本国際教育支援協会 共済課
〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29 TEL 03-5454-5275

(2) 事故等について

万一、本事業期間中に事故が起きた場合は、ただちに本会に連絡するとともに、事態収拾後「介護等体験事故報告書」(様式学 -)を本会に提出する。

10 個人情報の取り扱いについて

本事業にかかる個人情報取り扱いについては、別紙「義務教育教員免許志願者に対する介護等体験事業における個人情報の取り扱いについて」及び本会「個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）」により適切に管理する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 27 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 26 日）

この要綱は、平成 11 年 3 月 26 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日）

この要綱は、平成 11 年 12 月 22 日から施行し、平成 12 年度の事業から適用する。

附 則（平成 13 年 1 月 9 日）

この要綱は、平成 13 年 1 月 9 日から施行し、平成 13 年度の事業から適用する。

附 則（平成 14 年 1 月 22 日）

この要綱は、平成 14 年 1 月 22 日から施行し、平成 14 年度の事業から適用する。

附 則（平成 14 年 12 月 19 日）

この要綱は、平成 14 年 12 月 19 日から施行し、平成 15 年度の事業から適用する。

附 則（平成 16 年 1 月 8 日）

この要綱は、平成 16 年 1 月 8 日から施行し、平成 16 年度の事業から適用する。

附 則（平成 17 年 1 月 6 日）

この要綱は、平成 17 年 1 月 6 日から施行し、平成 17 年度の事業から適用する。

附 則（平成 18 年 1 月 11 日）

この要綱は、平成 18 年 1 月 11 日から施行し、平成 18 年度の事業から適用する。

附 則（平成 19 年 1 月 23 日）

この要綱は、平成 19 年 1 月 23 日から施行し、平成 19 年度の事業から適用する。

附 則（平成 20 年 1 月 8 日）

この要綱は、平成 20 年 1 月 8 日から施行し、平成 20 年度の事業から適用する。